

平成28年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成28年6月16日(木)

午後3時04分～午後4時37分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 選挙

【子ども総務課】

(1) 教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 区議会第二回定例会の報告

(2) 平成28年度 移動教育委員会・視察の予定

【指導課】

(1) 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(3) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

【学務課】

(1) 平成28年度学級編制(児童・生徒数、学級数/平成28年5月1日現在)の修正

【児童・家庭支援センター】

(1) 金沢市児童相談所視察報告

出席委員(4名)

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員(9名)

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事(特命担当)	大井 良彦
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江

子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども支援課長	加藤 伸明
---------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから平成28年教育委員会第10回定例会を開会します。 本日、加藤子ども支援課長は、公務のため欠席です。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	承知しました。

◎日程第1 選挙

子ども総務課

（1）教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

中川委員長	日程第1、選挙に入ります。
子ども総務課長	委員長選挙について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。 それでは、委員長選挙についてご説明いたします。 平成27年4月1日より改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されておりますが、こちらの附則第2条により、現教育長が教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することとされております。このため、現教育長の任期中は、委員長についても従前の例により選出する必要があります。改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は、委員、第16条第2項の規定により、教育長に任命された委員を除くのうちから委員長を選挙しなければならない、また、第12条2項に、委員長の任期は1年とする。ただし再選されることができると規定されております。中川委員長は、平成28年6月22日までが委員長としての任期となっております。その任期が到来いたしますので、委員長の選挙をお願いいたします。 なお、新委員長の任期は、平成28年6月23日から1年間となります。 委員長の選任方法は、千代田区教育委員会会議規則第6条により、単記無

記名投票と規定されておりますので、この方法により行います。

投票事務及び開票事務は、飯島主事をお願いいたします。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長

よろしいでしょうか。

それでは、委員長選挙の開票結果を報告いたします。

中川委員、3票、金丸委員、1票。

委員長には中川委員が選出されました。

委員長の任期は、平成28年6月23日から平成29年6月22日までとなります。

次に、委員長職務代理者の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されております。先ほど新委員長が選出されましたことから、改めて委員長職務代理者の指定をするものです。

委員長職務代理者の指定につきましては、改正前の千代田区教育委員会会議規則第7条により、第6条、委員長の選任の規定を準用して行います。

投票事務及び開票事務は、飯島主事をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

(投票)

子ども総務課長

それでは、委員長職務代理者の選挙の開票結果を報告いたします。

金丸委員、2票、古川委員、2票でございます。

委員長選挙、それから委員長職務代理者の選挙は、同数の場合には、再度投票するという事になっております。ただ、このまま再度投票してもまた2票、2票となる可能性が極めて高いと思いますので、委員の皆様で少しご協議いただいた後、改めて再選挙を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中川委員長

それでは、休憩に入ります。

(休憩)

中川委員長

会議を再開いたします。

子ども総務課長

それでは、先ほどの委員長職務代理者選挙についてでございますが、最多得票を得た委員が2名おりましたので、この2名につきまして、再選挙をいたしたいと思っております。

では、飯島主事、よろしく申し上げます。

(投票)

子ども総務課長

それでは、再選挙の結果をご報告いたします。

古川委員、3票、金丸委員、1票。したがって、古川委員を委員長職務代理に指定いたします。

委員長職務代理者の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律には特に定められておりませんが、委員長の代理者ということでございますの

で、次の委員長選挙が行われる日までということでこれまで運用してまいりました。今回もこの慣例に従いまして、次の委員長選挙が行われる日までが任期となります。

それでは、新委員長に就任挨拶をお願いいたします。

中川委員長 ご指名により新委員長の重責を仰せつかりました中川でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

先ほどのお話にもありましたが、27年度に教育委員会の制度改革があり、千代田区は移行中ではありますけれども、委員の合議制である執行機関だということは変わりませんので、皆さんと十分に議論をしながら、また、自己研さんをしながら努めてまいりたいと思います。

ことは道徳教育の強化などもありますし、ますます公教育の重要性、質の向上ということも考えなければいけないと思いますので、そのあたりをしっかり取り組んでいきたいなと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

子ども総務課長 ありがとうございます。

次に、新委員長職務代理者に就任挨拶をお願いいたします。

古川委員、お願いいたします。

古川委員 微力ではありますが、引き続き職務代理者を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

子ども総務課長 以上で委員長選挙は終了いたします。

それでは、委員長、よろしくをお願いいたします。

中川委員長 それでは、次に戻りたいと思います。

今、委員長選挙は無事に終了しました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 区議会第二回定例会の報告

(2) 平成28年度 移動教育委員会・視察の予定

指導課

(1) 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

中川委員長 日程第2、報告に入ります。

区議会第二回定例会について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課のほうからの報告事項、区議会第二回定例会の報告についてでございます。

資料のほうといたしましては、まず、第1点目、「千代田区議会定例会区長招集挨拶」というものがございます。こちらの9ページ目、こちらをざらんいただきたいと思います。

今回の区長招集挨拶におきます子育て、それから教育関係のものとしたし

ましては、まず、保育園と学童クラブの待機児童対策について、区長のほうから言及がございました。

次に、12ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちら、共育大綱の策定についてでございます。こちらにつきましては、総合教育会議で委員の皆様と区長との間でさまざまご意見を交わしていただいたところでございますので、ご存じかと思いますが、こちらのほうも、資料のほうをまたお読みいただきたいというふうに考えてございます。

教育関係につきましては、以上でございます。

次に、資料の2点目、こちら、第2回区議会定例会発言通告書（総括表）というものがございます。こちらが、今週の月曜日、火曜日に行われました、今回平成28年第2回区議会定例会におきます代表質問、一般質問の発言通告書の内容でございます。網かけをしてあります部分が、教育あるいは子育てに関するものということになります。こちらにつきましては、次の資料をもちまして、教育あるいは子育て関係の質問につきまして、若干説明させていただきます。

まず、木村議員のほうから、区独自の給付型奨学金の創設ということで質問がございました。こちらの背景といたしましては、現在の雇用情勢等の関係から、大学卒業後に非正規などの不安定な雇用により、経済的に奨学金を返せない若者が増加しているという現状がでございます。これについて、答弁でございますが、一番下の行にありますように、区独自の給付型奨学金につきましては、今後とも国や他の自治体等の動向を見きわめながら、研究を進めていきたいということでお答えしたところでございます。

次に、小林たかや議員から、免震構造の重要性と認識についてということでお質問がございました。こちらにつきましては、特に3ページ目になりますが、麴町二丁目複合施設、これは、麴町小学校と麴町区民館、出張所との複合施設ということになりますので、教育関係ということで、こちらに載せてございます。それから、麴町二丁目複合施設以降の学校・保育施設の構造についてということで、こちらの複合施設以降のものについての言及がこちらのほうに記載してございます。こちらのほうもお読みいただきたいというふうに考えてございます。

それから、九段小学校についてですが、こちらについては、耐震構造を採用したという理由でございますが、歴史的建造物として西棟を残すことや校庭の広さを確保すること、さらには北側擁壁との関係、その他教育環境の向上など、さまざまな条件を勘案した結果、耐震構造のほうが適切であろうということで、耐震構造ということで設計を進めたところでございます。今後、免震構造とすることは、全面的な設計見直しになるため、工事に着手している現在では、現実的な対応ではないということで、お答えさせていただきました。

次に、岩佐議員のほうから、福祉人材の支援・負担軽減と育成についてということと、児童相談所の開設に向けてということでお質問がございました。

まず、福祉人材の支援・負担軽減についてということですが、こちらにつきましては、区といたしまして、人材確保についてさまざまな施策をしているというところですが、今後も有資格者の掘り起こし方策等も検討していきたいということと考えているというふうに答弁したところでございます。

それから、児童相談所の開設についてということですが、こちらに記載がございますように、本年5月27日に児童福祉法の一部を改正する法律が成立いたしましたして、政令で定める特別区は、児童相談所を設置できることとなりました。区といたしましても、児童相談所の設置に向け、スピード感を持って対処していきたいというふうに考えているというふうにご答弁いたしました。

それから、この児童相談所の開設についてということですが、特に、人材確保の面については、既に児童・家庭支援センターの職員2名が、東京都の中央児童相談所に研修派遣をしているところですが、無論これだけで十分ということではございませんので、開設に当たっては、児童福祉司任用資格保有職員を確保するため、福祉職の拡大採用や、あるいは東京都からの職員派遣などの要請、こういったことも考える必要があるというふうにお答えしたところでございます。

それから、児童相談所で扱ったお子さんの将来についてということでご質問がございましたが、日本の場合、社会的養護の実態といたしまして、施設に入所する子どもが非常に多いということで、これは諸外国と比べ、極めてその比率が高いという状況がございます。こうした状況もございますので、今後、児童相談所を設置するに当たっては、里親に関する事務等を鋭意検討を進めていきたいということでお答えしたところでございます。

それから、次に、大串議員から、「安心して産み育てられるまち、千代田区」を目指してということで、妊娠、出産、産後、それから子育ての切れ目のない一元的な支援の体制ということ、それから、子育てコーディネーターについて質問がございました。

この切れ目のない支援ということにつきましては、個別に必要な家庭に対しては、妊娠期から出産、子育て期まで、子ども部、それから福祉部が連携することによりまして、他の自治体よりも個々の施策では自主的に切れ目なく対応しているという認識であるということで、区長のほうからお答えしたところでございます。

それから、子育てコーディネーターについてですが、こちらの役割、それから場所と拠点についてということ、それからケアプランの策定についてということで質問がございました。この役割につきましては、現在、この委員会でも何度かお話ししてございますが、子育て世帯の流入が続いております、増加傾向にあります。そういった方々が、地域との地縁関係が薄いことから、近隣に知り合いなどがおらず、また、核家族化の影響もありまして、子育てについて気軽に相談する相手がいないというような状況が背景として

ございます。そのため、こういった若い子育て世帯が、一人で悩む、いわゆる「孤立」の孤の「孤育て」にならないように、子育てコーディネーターが保護者に寄り添う形での相談事業ということで、4月から始めたのが子育てコーディネーター事業ということでございます。

こちらにつきましては、現在、区役所の2階に配置されておりますが、今後、10月からは、旧麴町保育園仮園舎を利用しての相談も受け付ける予定でいるということでございます。

また、ケアプランの作成については、今後ケアプランを提案できるような人材育成に努めていきたいということでお答えさせていただきました。

次に、池田ともり議員から、児童の発達支援の拡充についてということで質問がございました。

この発達支援の拡充ということでは、今後も子ども発達センターの対象年齢の引き上げについて検討していきたいということでお答えしたところでございます。

それから、放課後デイサービス事業についてですが、こちらにつきましても、放課後等デイサービス事業の充実についても、子ども発達センターの拡充とあわせて、今後検討していきたいということでお答えをさせていただきました。

それから、次に、寺沢議員から、電磁波の子どもへの影響ということでご質問がございました。こちらにつきましては、電磁波の人体への影響についてはまだ十分解明されていないところですが、予防的観点から、正しい情報の提供に努めていきたいということでお答えしたところでございます。

次に、林議員から、九段中等教育学校についてということで、至大荘行事等について質問がございました。また、あわせて、児童相談所の移管についても質問がございました。

まず、九段中等関係につきましては、特に至大荘の関係、こちらにつきましては、この委員会でも、昨年、至大荘で発生いたしました事故等につきまして、何度かご説明をさせていただいたところでございます。昨年12月に至大荘行事調査検証第三者委員会を設置いたしまして、その最終報告書がこの5月に出たところでございますので、こちらの内容を真摯に受けとめまして、今後、九段中等について、改めて学校教育のあり方等について見直していきたいというふうに考えているところでございます。また、至大荘行事につきましても、こちらの提言にもございましたが、現在の形態を今後続けていくのかどうなのか、あるいは根本的な見直しについて考えていきたいということで答弁したところでございます。

それから、第三者委員会を設置しなければならなかった現状認識ということですが、こちらにつきましては、既に委員の皆様には経緯をご説明しているところでございますので、この場での説明は省かせていただきます。

それから、児童相談所につきましては、先ほどもご説明したとおりでござ

いますが、今後、児童相談所の設置に向けて、場所についてはまだ未定ということでございますが、設置に向けまして、児童・家庭支援センターの位置づけ、それから人材の育成、そういったことも含めまして、スピード感を持って対処していきたいということでお答えしたところでございます。

次に、飯島議員から、保育の質についてということで質問がございました。保育の質ということにつきましては、千代田では、「千代田区の子どものための就学前プログラム」というものを、平成25年3月に策定してございます。このプログラムを適宜改訂していくこととしておりまして、子どもや保護者を取り巻く状況の変化を踏まえた就学前教育・保育の質の向上に一層努めていきたいというふうと考えているところでございます。

それから、保育士の優先利用に関する区の見解ということで質問がございました。これにつきましては、保育士の方が、自分の子どもを預けられないことから、保育士として働けないというような状況があるということが現在言われてございます。ただ、保育士の保育園の優先利用ということにつきましては、慎重な判断が必要であるというふうにお答えしたところでございます。

それから、牛尾議員から、安心して預けられる保育所の増設で認可保育園の待機児解消ということで質問がございました。こちらにつきましては、まず、今後、待機児童の解消ということですが、兄弟姉妹が別々の保育園にならないよう、特定園留保の解消も視野に入れた保育定員の増加に取り組んでいきたいということでお答えしているところでございます。

それから、小規模保育所A型、及び事業所内保育所保育士配置の要件緩和についてということでございますが、これは、今回の定例会に提出いたしました条例議案についてのことでございますが、これは、国の政令が改正されたことに伴います規定整備ということでございますので、そういった形でお答えさせていただきました。

それから、誘致型の保育所整備ということでございますが、これにつきましては、千代田区では土地の価格が非常に高いことから、区で用地を確保し、保育所を建築、整備するという形での保育所誘致というのは難しいというふうに考えてございます。今後も、これまで取り組んできたように、民間ビル等を活用いたしまして、民間ビルのオーナー等の協力を得た上で、待機児ゼロを目指して、保育定数の拡大に取り組んでいきたいというふうにお答えしたところでございます。

それから、代替園庭や水遊び等につきましてもご質問がございましたが、これにつきましては、子どもたちが安全に安心して外遊び、あるいは水遊びができるような場の確保に努めていきたいということでお答えしたところでございます。

最後に、就学援助の補助対象についてということで、就学援助についてご質問がございました。千代田区は、就学援助につきましては、23区ではトップクラスの支給額でございます。今後もこの制度については、公平性や社会

的妥当性などの観点、それから他区の実施状況等を勘案いたしまして、本区の援助は非常に充実しております関係から、引き続き現行の制度で運用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、支給時期につきましても、こちら、所得状況を調べた上で支給する必要がございますので、住民税が確定する6月を待っての支給ということになり、7月支給ということでご理解いただきたいということでお話ししたところでございます。

十分にご説明できませんでしたが、本定例会におきまして出ました代表質問、それから一般質問の子ども、それから教育関係につきましては以上でございます。

現在も定例会は続いてございますが、常任委員会のほうでは、先ほども申し上げました、条例改正案が出ておりますので、そちらのほうの審議が進んでいるところでございます。

それから、本定例会の日程案ということで、こちらのほうに資料をおつけしてございます。現在、16日ということですので、こちらまで、オリンピック・パラリンピック特別委員会まで進んでいるという状況でございます。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

教 育 長

児童相談所の設置に関して、補足をします。

岩佐議員の代表質問と林議員の一般質問でこの問題がとりあげられていますが、石川区長も招集挨拶の中で、このことについて言及されています。

この児童福祉法の改正を、「特別区の児童福祉行政が新しいステージへ歩みを進めた、大いに意義があるものと考えている。今後、改正法施行後、本区においても「児童相談所」の設置を目指すとともに、区民生活に密着した基礎的自治体として、これまでの実績と経験をもとに、共育の理念の具体化と児童福祉行政のさらなる充実・強化に努めてまいります」という考えを述べられています。

中川委員長

ありがとうございました。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(な し)

中川委員長

それでは、ほかにご質問はないようですので、次に行きたいと思います。

次に、平成28年度移動教育委員会・視察の予定について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成28年度移動教育委員会、それから視察の案ということで、ご報告させていただきます。

こちらにつきましては、前回、皆様からご意見を伺いまして、最終的に、本年度はこういった形で移動教育委員会、それから視察をさせていただきたいということで、本日ご提案するものでございます。

移動教育委員会につきましては、富士見小学校、九段小学校、千代田小学校、それから麴町中学校、神田一橋中学校の5校を予定してございます。

内容につきましては、それぞれの欄に記載されているとおりでございます。

当面、来月になりますが、7月12日に、まず、富士見小学校の英語授業の視察という形で、英語授業に関する意見交換を教職員としていただきたいというふうに考えてございます。

それから、次に、2番目といたしまして、視察ですが、こちらにつきましては、この6校に絞らせていただきました。

まず、麴町中学校の裁量型合宿（プレゼンテーション合宿）、それから、九段中等教育学校の至大荘行事、それから日光の移動教室、九段中等教育学校の英語合宿、それから、あとの2件は区内になりますが、ジョブ・サポートプラザちよだと淡路にこここフォーユープラザ、神田保育園との複合施設になっているところでございます。こちらにつきまして視察を行いたいというふうに考えてございます。

行事の視察につきましては、行事の日程によりまして、実施日がもう決まってしまうので、それぞれ、麴町中学校のプレゼンテーション合宿につきましては7月14日、それから至大荘行事については7月27日に実施させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、日光の移動教室につきましては、まだ具体的な日程は未定ですが、ここに記載されております3つの枠、この10月5日から7日、12日から14日、18日から20日の間のどこか1日を当てたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、九段中等教育学校の英語合宿につきましては、12月13日から16日の間となりますので、この間で1日当てたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、ジョブ・サポートプラザちよだと淡路にこここフォーユープラザにつきましては、こちらは区内でございますので、他の日程等との関係から、適宜日程調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、7月12日に予定しております本年第1回目の移動教育委員会、こちらの日程でございます。先ほど申し上げましたように、富士見小学校のほうでの英語の授業の視察を予定してございます。こちらの日程で実施したいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、麴町中学校の裁量型合宿、プレゼンテーション合宿というものですが、こちらについては、7月14日木曜日に視察を予定してございます。こちらにつきましても、この日程で実施したいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、至大荘行事の視察についてでございます。こちらにつきましては、7月27日を予定してございますので、よろしく願いいたします。日程につきましてはここに記載されているとおりです。

なお、こちらの至大荘の視察につきましては、中等教育学校の学校経営評議会、こちらの委員からも視察の希望がございましたので、学校経営評議会の委員と合同での視察という形になりますので、よろしく願いいたします。

中川委員長 ご説明につきましては以上です。
ありがとうございました。
この視察と移動教室につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員 金丸委員。
意見でも質問でもないんですけども、私の状況だけ申し上げますと、実は至大荘は無理だというふうに申し上げていたんですが、感染症の審査会が13日と27日にあつて、13日にやってもらふ弁護士がいるんですが、その弁護士は後輩なものですから、電話をして交換してもらいました。したがって、至大荘には行けます。

ただ、14日の麴町のほうは、これは証人尋問が入っちゃっているものだから、出席できないということをお許しください。

中川委員長 はい、承知しました。
ほかはいかがですか。

(な し)

中川委員長 それでは、特にないようですので、次に行きたいと思います。
次に、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針についてご説明させていただきます。

平成29年度の教科書採択につきましては、5月24日の定例会においてご報告させていただきましたとおりでございます。九段中等教育学校の後期課程と特別支援学級についての採択を行います。

その際、教科用採択事務取扱要綱に加えまして、千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針も示させていただきました。その後、特別支援学級についても基本方針を示してほしいとの設置校校長より要望がございましたので、関係書類を確認しましたところ、さまざまな文書の中で、採択に係る基本方針等は示してございましたが、1つのまとまった文書として集約した形で示してはございませんでした。

そこで、今回、区としての特別支援学級の教科用採択に係る基本的な考え方を基本方針として示し、これにより円滑な採択に資するものとしていきたいと考えております。

では、内容についてお話をさせていただきます。

まず、1、採択の方法は、千代田区の教科用図書採択事務取扱要綱第7条に基づきまして、基本は、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとしてございます。ただ、また、学校教育法附則第9条の

規定による教科用図書を採択するに当たりましては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとするということも可能でございます。

2番としまして、採択の期間でございます。特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況が多様であったり、障害の状況や教育的ニーズに応じた指導を行っているため、単年度ごとに発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とするということがございます。

3といたしまして、採択の原則でございます。検定教科書は、先ほど申しましたように、特別支援学級におきましては、検定教科書または文部科学省の著作教科書を使用することが原則というふうにされております。その次に、障害の特性や状況を鑑みながら、これにかわる適切な一般図書を使用することができるという流れになってございます。

このかわって使用する教科書につきましても、優先順位がございまして、ここに書かれておりますように、(1)から、上から順に優先順位になっております。(2)の検定用教科書がもし適当でない場合は、原則が適当でない場合は、その1つ下の学年、3年生だったら2年生のものを使用することができると。それでも適切でない場合は、文部科学省の著作教科書など、そして、その教科書の中でも適切でない場合は、さらに下の学年のものを使っていくということもできる。そして、(5)としましては、学校教育法附則第9条図書、これは東京都教育委員会が調査をし、選定した図書、いわゆる9条図書と言われているものなのですが、こういったものも使用することができるという形になります。さらに適切でない場合はというような形で、(6)それ以外のものも、十分調査を行って使用するというような流れとなっております。

最後に、4番としまして、採択する場合の留意事項でございます。先ほど申しましたように、障害の種類・程度・能力・特性に最もふさわしい内容であること、また、可能な限り系統的に編集されていること、上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮する、また、価格については、余り高額なものに偏らないことなど、留意事項がございまして。

このような形で、基本方針を定めさせていただきたいと考えます。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

指導課長

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

すみません。5番の報告を追加説明させていただきます。5番、教科用図書の選定及び採択についても、ごらんいただければと思います。

中川委員長

わかりました。

これは、展示はあるんですけど。

指導課長

はい。期間が設けられておりまして、この期間の中で展示が可能でございます。

金丸委員

展示の内容というのは、もともと一般の教科書については去年採択していて、特定しているので、あえて展示する必要もないんだろうと思うんですけど。

ど、それも展示されるんですか。

指導課長 はい。

金丸委員 その次に、文部科学省著作教科書、それから幾つかの種類は当然として、9条図書も展示の対象ですよ。

指導課長 まず、最初のご質問ですけども、これまで採択されている一般の教科書も展示は同時にされております。

さらに、文科省の検定教科書、または文部科学省の著作教科書は展示されておりますが、その後の9条図書に関しましては、とても幅が広くて、多くございますので、こちらは展示してございません。

金丸委員 ということは、さらに後に、実態に合わせた適切な図書という部分になると、全く展示はできないということになると、具体的にそれが必要なときは、教育委員会としては展示がない状態の中で採択をしなきゃいけないと、こういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

指導課長 はい、そういう状況でございます。

中川委員長 個別に一人一人に合わせるの、採択のときには、対象のお子さんがこうだから、こういう教科書になりましたということが出てくるわけですよ。採択を私たちがしなきゃいけないわけですから、いつの段階で見られるのかということ。

指導課長 東京都から、それにかかわって、こちらの資料にございますように、特別支援教育教科用調査研究資料という大変分厚い資料がございまして、これは見ていただくことができます。教員もこの調査研究資料で、児童・生徒の実態から、当たりをつけて、今までの経験を生かして選んでまいります。ですので、その調査資料も見ていただくことはできますが、1つ1つの教科書については見ることはできないということです。

中川委員長 よろしいですか。

金丸委員 わかりました。

中川委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長 では、次に行きたいと思っております。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

学務課

- (1) 平成28年度学級編制(児童・生徒数、学級数/平成28年5月1日現在)の修正

児童・家庭支援センター

- (1) 金沢市児童相談所視察報告

中川委員長 子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課のほうから教育委員会の行事予定、それから広報千代田（6月20日号）の掲載事項についてご報告いたします。

こちらにつきましては、本日、資料、行事予定表、それから広報千代田の掲載事項、こちらでございます。こちら、例月のものでございますので、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

ご説明は以上です。

中川委員長 これに関しまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（な し）

中川委員長 それでは、次に行きたいと思います。

学務課長 次に、学務課長より報告をお願いいたします。

平成28年度の学級編制につきまして、当教育委員会に5月1日現在の数字につきましてご報告申し上げていたところでございますが、その後、学校基本調査等、文科省へ出す段に当たって、再度チェックをさせていただいたときに、誤記がございまして、本日修正したものをお示しさせていただくところでございます。

具体的に申しますと、九段中等教育学校の4学年、5学年、6学年について数字の誤りがございまして、修正をさせていただいたものでございます。

4学年につきましては、前回2名多く数字が出ておりまして、5学年、6学年につきましては、ともに3名ほど多く数字が出ておりました。合計で8名ちょっと多い数字で前回出させていただいたものを、今回修正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

中川委員長 よろしいですか。

私たちが紙媒体でも一部いただいているんですけど、それは修正した後のものですか。

学務課長 すみません。きょうお手元にお配りしたものは、修正後の数字でございます。

中川委員長 はい、わかりました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。 九段中等学校というのは、採用のときに、男性何名、女性何名という枠を決めてあるわけですか。

学務課長 はい。決めてございます。

中川委員長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

（な し）

中川委員長 では、次に行きたいと思います。

次に、児童・家庭支援センター所長より、金沢市の児童相談所視察報告をお願いいたします。

では、金沢市児童相談所の視察報告をさせていただきます。

平成28年5月13日金曜日に行ってきました。

場所は、金沢市こども総合センターでございます。こども総合センターといえますのは、福祉局の子ども政策推進課の中の組織でありまして、発達相談係とこの児童相談所の2つに分かれております。

4の概要でございます。市の概要は、この表のとおりです。

児童相談所設置の経緯です。金沢市では、少子化対策と児童福祉施策でできることを可能な限り実現していた中、唯一できなかったことが児童相談所の設置ということでした。児童福祉法の一部改正によりまして、この中核市でも児童相談所が設置可能となりましたので、地方分権の実現という視点で、市が強い権限を持つことにより、市民福祉の向上につながるのと市長の強い思いがありまして、平成18年4月にこの中核市としましては、この金沢市と横須賀市、2つともに全国初の児童相談所を設置いたしました。この経緯は、この下のとおりでございます。

次に、5番、視察報告、金沢児童相談所の特徴です。金沢市では、子どもの相談は全て受けるということをポリシーとしております。平成15年7月に教育と福祉が連携し、「教育プラザ富樫」を開設し、育児発達相談や教育相談など、乳幼児期から中学生までの一貫した相談・支援を行ってまいりました。

金沢市児童相談所は、教育プラザ富樫の相談部門に、児童相談所機能を付加し、「こども総合相談センター」に改編いたしまして設置したものでございます。

なお、この教育プラザは15歳までの対応でしたが、児童相談所では、平成26年度から0歳から20歳になるまでの対応を行っているということです。では、18歳からの相談というのはどうなのかということをお聞きしましたら、一定程度はあるというようなことでございました。

次に、こども総合相談センターの概要です。これは、ワンストップで受け、チャンネルは複数を持つということで、このような組織図になっておりますけれども、私がびっくりしたのは、この非常勤さんたちが非常に多いんですけれども、すごくうまく、回っているなというのが印象です。

②のここは予算概要になっております。

次に、この主な事業内容です。子どもの健全育成にかかわる団体の支援、子どもが伸び伸び活動できる環境の整備を所管する、この「地域教育センター」、小・中・高・保育所・幼稚園教職員の研修、不登校や発達障害などの教育相談、適応指導教室の運営などの「研修相談センター」、「こども総合相談センター」の3施設からなっております。この子どもの総合センターのみ福祉保健局所管です。この教育委員会所管である①、②と一体的に子ども・子育ての相談支援を行っております。

この相談電話も、相談内容によって異なる番号を設置しているんですけれども、受ける先は同じということで、内容によって振り分けているワンスト

ップで受け、チャンネルは複数の形ということで、これは見事だなと、すごくいいなと実感いたしました。

次に、この児童相談所の概要でございます。これは、施設の概要は、金沢市教育プラザ富樫の教育資料館の一部改修により整備したというもので、建物自体はすごく大きいんですけど、児童相談所自体は本当にコンパクトで、すっきりしたものになっております。

この写真を見ながらなんですけれども、1番のここが外観になっております。この右のほうはまだ資料館のままなので、入ってすぐくらいのところが児童相談所になっております。2階建てです。この右側の相談室なんですけれども、ここも本当に10平米と狭い空間なんですけど、すごくすっきりしております。壁にちょっと絵を飾ったりですとか、あとは、部屋によって椅子の色が違ったりですとか、すごく工夫されて、温かみのあるお部屋となっております。

下に参りまして、面接室ですけれども、面接室も本当に10平米と狭いんですけども、本当に整理整頓されておまして、使いやすいところだなというのが印象です。このプレイルームも30平米と本当に広くはないんですけども、すごく子どもたちが楽しく遊べるというものをそろえておまして、使いやすいんだろうなというふうに実感いたしました。

次に、4ページでございます。この児童虐待相談件数は、金沢の場合はこれくらいということです。

この組織体制ですけれども、当初は、所長、所長補佐、児童福祉司8、児童心理司3、非常勤9の22名体制だということで、これはすごく私は驚きました。児童福祉司を地区担当として人口四、五万人に1人配置。それから、新規の児童福祉司及び児童心理司については事務職として採用して教育したということです。

次に、主な事業内容なんですけれども、この電話相談、おはなし電話というのは、何でも、ちょっとした育児相談などを受け付ける電話です。あとは、子ども専用ダイヤル、いじめ電話相談、虐待通報等、これは全て児童相談所につながります。

このおはなし電話は、専任の非常勤の方が21時まで対応されているということです。

17時から21時は児童相談所と教育委員会職員が対応いたしまして、21時以降の電話相談は、一時保護所はすぐ隣にあるんですけども、一時保護所の職員が対応に当たっているということです。

また業務移管に当たりましては、児童福祉司候補者3名を石川県中央児童相談所に派遣いたしまして、実地研修とケースの引き継ぎ等を実施したということでございます。

うちのほうも、先ほどのお話にもありましたけど、2名、中央児童相談所のほうに派遣をしております。今後も派遣していきたいと考えています。

18年度の開設から2年間は、県から所長補佐としてベテランの児童福祉司

をスーパーバイザーとして迎えたということで、ここがスムーズな立ち上げのポイントだということです。

また、18、19年度の所長は小児科医師、20年度からは元大阪市の職員で、後に厚労省に派遣された児童福祉専門官となった方が所長としていらっしゃいました。

また、県との間は、児童養護施設の入所についての協定を結んでいます。が、それ以外で県の調整はなく、県の2カ所の児童相談所との関係は良好だというふうにお聞きしております。

次は、一時保護所の概要ですけれども、これは次の写真と一緒に見ていただきたいと思います。この一時保護所なんですけれども、これは本当に児童相談所のすぐ横にごさいます、本当に入り口を見ていただくと、大きな邸宅のような、普通の家みたいな感じです。中に入りますと、午前中は学習をするための学習室があります。あと、体育館は、これ、面積的には87平米と狭いんですけど、天井を高くしております、バスケットなどができるように、体を動かせるような施設になっています。

あとは、このラウンジですけれども、ここはテレビとか、漫画がすごくたくさんあり、ちょっと大きい子どもたちがゆっくり過ごせるようにというふうになっております。

下は当直室です。左上が当直室です。右の個室と書いてあるところが、この子どもたちが寝泊まりをするお部屋になっております。

それと、この倉庫なんですけれども、倉庫もすごく広く、また、すごくきちんと、こういう洋服ですとかおもちゃですとかが整理整頓されておまして、とても清潔なイメージでした。

この全体のイメージですけれども、本当に明るくて、子どもたちが安心できるような環境でして、ちょっと、都の児相とは違うなという印象です。中に子どもたちも数人いたんですが、とっても楽しそうに遊んでおまして、小さい2歳くらいの幼児も本当に落ちついた様子でおやつを食べておりました。

次に、6ページです。これは、組織体制と、それから一時保護の人数等をここに示させていただきました。

また、主な事業内容でございます。④の主な事業内容なんですけれども、ここ、児童相談所設置3年後に一時保護所を設置しました。このおくれた理由は、21世紀美術館の建設が重なって、財政難だったということです。

建設に当たっては、専門の先生にアドバイスをもらって、一時保護所を極力居心地のよい場所に工夫したということで、本当に保護所の私のイメージも変わったぐらいいい場所でした。

現在の一時保護所の所長は係長の事務職の方で、とても人のよさそうな係長さんで、何かのんびりした雰囲気でした。

県に委託したころは、一時に三、四名委託していたそうですが、市内に建設する場合は、定員はその3倍要したので、定員が12名ということでした。

おおむね2歳児以降の子どもに対応して、乳児は乳児院に委託しているということです。

職権保護は年間10件程度で、同意できなくても不服審査にならないよう保護者を説得しているということでした。

宿直については、職員が業務に専念し、事故を回避するため、一時保護所単独で正規職員を3名配置する体制を組んでいるということです。

また、24時間対応で虐待通報電話を受け付けていますけど、夜中の2時ごろの通報が多いということでした。

県の一時保護所に委託していたときは、委託先の都合が優先され、すぐに緊急ケースの対応ができなかったということもありましたが、一時保護所を持ったことで、それは解消されたということです。

また、一時保護所が併設されていると、温度差が伝わってくるということ、行動観察等も非常に有効に実施できるということでした。

一時保護所の鍵はかかっています。出ていける場所もありますが、誰も出ていった子はいないということです。

この学習室、先ほど写真にもありましたけれども、午前中2こま、退職した校長先生、幼稚園の園長先生が対応されているということで、漢検と数検の勉強を教えているそうです。成功体験が少ないお子さんが多いので、こういうところで成功体験をする経験をさせています。

最後に、児童相談所の千代田区移管に関する考察ということで、視察を終えまして、この視察の後、身近な自治体でも児童相談所を設置できるということは大切なことであると感じました。

視察前は、千代田というのはやっぱり規模が小さいので、児童相談所の設置はできるのかなと、ちょっと不安ではあったんですけども、全く不安はなくなりました。さらに、一時保護所も周辺区と一緒に共同で建てましょうかというような話もしていたんですが、単独設置、児童相談所と一時保護所というのはスプの冷めないところにあるのが一番いいんだというふうに実感し、そのように考えていきたいと思いました。児童相談所も一時保護所も設置できるんだと、今は強い意志をもって、設置に向けて取り組んでいこうと思います。

千代田区におきましても、送致、一時保護しなくてはいけないお子さんがふえておりますので、早期に千代田区でも児童相談所を持ちたいと考えております。

また、一時保護所を持った場合に、ショートステイもできるんじゃないかなと考えております。

先ほどもありましたが、本区において専門職の確保というのもすごく難しいところではあるんですけども、今後は専門職の採用とともに、派遣等で職員確保ということに取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございます。

部長、何か補足をお願いいたします。

中川委員長

ありがとうございました。

保科部長は一緒に行っていて、何かありますか。

子ども部長

今、所長からご報告させていただいたとおりですが、実は、私は児童相談所とか一時保護所という、東京都の児童相談所と保護所のイメージがありまして、無機質なビルの中に、非常に暗いイメージがありました。まさに虐待児童というイメージです。金沢市の児童相談所を拝見させてもらったところ、そんなイメージは全くないです。意図的に人が余り来ないところにつくるとかいうような配慮は、これは不要で、逆に明るい開放的なイメージでつくったほうがいいのかなと思いました。

ちょうどさくらキッズをつくったときに、発達障害の相談はなかなか相談しにくいということで、出入り口を別に設けオートロックにしたりしましたが、今、さくらキッズは、お母さん方も、子どもを連れてもう、正々堂々として入っていらっしゃいます。やっぱり世の中の皆さんの感覚というところが、我々がもう、既成観念にとらわれずにやっていかなければならないと、つくづく感じました。

やはりこれからは、虐待だけではなくて、それこそ発達障害に起因するような、保護者のうつ状態とか、そういうケースも今後ふえてくると思われまます。ですので、そういうことを考えたら、なおさら児童相談所と一時保護所というのは、極力開放的で明るいイメージで、子どもが伸び伸び安らげるような空間づくり、それを区の児童相談所、一時保護所の検討に際してもぜひやっていきたいと思っております。

いずれにしても、23区共通の課題ですので、なるべく早期に開設できるように取り組ませていただきたいと思います。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

中川委員長

ありがとうございました。

いかがですか。この件に関して。

金丸委員。

金丸委員

質問が幾つかあるんですけども。まず、第一番目の質問は、金沢市でも児童・家庭支援センターはあると思うんですが、それがこれとどういう関係があるのか、今のことがちょっとよくわからなかったんですが。

児童・家庭支援センター所長

金沢市教育プラザというところがございまして、その中に児童相談所というものが入っております。その中に地域教育センターですとか研修相談センター、子ども総合相談センターというものが入っております。

金丸委員

私の質問は、児童・家庭支援センターというものは、多分あれも法律で全ての地方自治体がつくったかと思うんですけども、そうだとすると、それがイコールこの金沢では教育プラザそのものだというふうに理解すればいいんですか。

子ども部長

金沢市の場合は、千代田区は今、子ども部という組織になっていますが、教育委員会と福祉のほうは別組織です。この教育プラザ富樫という組織を、事前に、共管組織という形でつくってました。

中川委員長
子ども部長

何組織ですか。

共管の組織。教育委員会と福祉部の共管の組織で、教育プラザ富樫というものです。その相談部門が区と言う所の児童・家庭支援センターの相談係という機能も担っているということです。ですから、金沢市自体は、恐らく子ども家庭支援センターとか児童・家庭支援センターというのは、この段階で統合したのではないかと思います。

今、特別区では、児童相談所がないので、中央区とか港区は子ども家庭支援センターと、いわゆる子家センと言われているものが設置されています。

児童・家庭支援センター所長

すみません。ほかの区は、子ども家庭支援センター、うちも相談係が子家センという位置づけなんですけれども、千代田区で言いますと、児童・家庭支援センターの中に、子ども家庭支援センターが係としての位置づけです。

金丸委員

わかりました。そこはわかりました。

次、続いて、幾つか教えていただきたいのがありますけれども。先ほど4ページのところで、組織体制に関して、当初は所長、所長補佐、児童福祉司8、児童心理司3、非常勤9の22名体制ということをおっしゃったときに、大変驚いたとおっしゃったんですけど、その驚いたという意味は、人数が多いから驚いたのか、わずかこれだけでできるのかとって驚いたのか、どちらなんですか。

児童・家庭支援センター所長
子ども部長

すみません。少なくても驚いたんです。

ここは、実は保護所だけで職員数20名ですけれども、児童相談所の本体のところは極めてスリムという印象です。人口40万人いる自治体にしては、極めて少人数で運営されているというのが第一印象です。

金丸委員

よろしいでしょうか、続いて。

続いて、3ページのところなのですが、主な事業内容で、①から③まで書いてありますよね。この中身を読んでもみると、児童相談所機能の内容というのは③だけなんじゃないかなという感じがちょっとしたものですから、そうすると、共管といいながら、実は福祉保健局の所管になっているというふうに理解することになるんじゃないだろうかというふうに思ったんですけど、その点はどうなんですか。

児童・家庭支援センター所長

地域教育センター、研修相談センター、子ども総合相談センターというふうに3つあると説明させていただきまして、この①、②に関しましては、教育委員会の所管でございまして、教育委員会が所管している地域教育センターと研修相談センターが一緒に入っております。福祉と教育の連携ということで、子どもに関する拠点の施設となっているところです。

金丸委員

すみません。ちょっと私の質問の仕方が悪かったようなんですけども、要するに、児童相談所という機能の実態を見ると、③がまさにそれに当たるんじゃないかと。そうすると、教育部門と福祉部門が共管をしているというふうにおっしゃりながら、実際には、児童相談所の機能そのものは福祉部が管轄しているというふうに理解することになっちゃうんじゃないかなというのが私の質問です。

子ども部長 まさに、金丸先生ご指摘のとおりで、児童相談所の所管は福祉です。ただ、場所が全く同じ教育プラザ富樫という中であって、電話も、例えば発達相談なんかも全てこの福祉部門の総合相談にかかっています。21時までの対応も教育委員会の職員と福祉部門の職員で交互に当たっている。所管は分かれていますので、同じ場所に詰めて、いわゆるシャッフルするような形で業務に当たっています。児童相談所本体はちょっと離れた建物にあるので、そこは完全に福祉部門の職員だけです、一時保護所も含めて。

金丸委員 もう一つ、2ページ目のところなんですけど、非常にわかりにくい組織体制だと思うんですけどね。所長が、いわゆる何も書いていない所長が1つあって、その下に、児童相談所長、担当所長、担当所長、所長補佐と、こうありますよね。その4つの中の児童相談所長はまだ趣旨がよくわかるんですけど、次の担当所長は一時保護担当、これもちょっと意味がわかるんですが、担当所長の3番目は、児童相談所担当だとすると、児童相談所長とこの担当所長というのとは一体どういう関係で、上にある所長とは一体どういう関係になっているという、組織図がちょっと見えないなというふうに思ったんですけど。

子ども部長 これは、金沢市の組織図をそのまま掲載したものですけれども、区で言うところ、職名が違いますので、この児童相談所長というのは課長級です。ですから、部長級の所長の下に課長級が4人いるというイメージです。千代田区で言うと、担当課長とか、あと、副参事というイメージでしょうか。ですから、一時保護所担当の副参事もしくは担当課長がいるということになります。

児童相談所長は、統括の所長が1人いらっしゃるって、その中でさらに担当が分かれています。ですから、事務所の中に机が2つあって、児童相談の中に、所長と担当所長と2人体制というイメージです。

中川委員長 同じ「所長」という言葉を使うのがおかしいんですよ。

金丸委員 すごくわかりにくいですよ。

教育長 金沢市では、相談部門の所長を相談所長という名前にして課長級を置いているということですね。

教育担当部長 最初の所長はセンター長なんですか。

子ども部長 センター長です。金沢市の設置の経緯がわかりません。最初、どういう形になっているかわかりませんが、今はプロパーの金沢市の職員であるところの所長さんと担当所長さんがいらっしゃいました。ここにも書いてありますが、設置当初は、他県から所長さんをお迎えになったりとか、あと、県のほうからスーパーバイザーとして所長補佐を迎えたりしていらっしゃるって、細かな経緯はわかりませんが、その辺の経緯が残っているのかもしれないです。

金丸委員 よろしいでしょうか。続いての質問なんですけど、6ページ目のところなんですけども、6ページの③に一時保護人数等というのが書いてあって、例えば平成26年は一時保護処分として127と書いてありますね。これは延べ人数

児童・家庭支援センター所長
 子ども部長
 児童・家庭支援センター所長
 金丸委員
 子ども部長
 児童・家庭支援センター所長
 金丸委員
 児童・家庭支援センター所長
 子ども部長
 金丸委員
 中川委員長
 子ども部長

ですか。実人数なんですか。
 延べ人数。
 いや、実人数です。
 127人は、これ、実人数です。
 これが実人数だとすると、職権保護で10件程度、年間10件程度だと言っているということになると、117件は同意を受けて一時保護してと、こういうふうに理解すればいいんですね。
 はい。
 ここ、すごく保護者との関係を大切にしております。でも、入り口のドアなんかもう、足で蹴られて真っ黒になっていたりとということもあり保護所がどこだというのがすぐわかりますから、そこで大騒ぎされる方もいらっしゃるそうなんですけれども、保護者との関係は、割とスムーズだというようなお話でした。
 あと、もう一つ、最後の質問なんですけれども、要するに、私も実は児童相談所というのは、もし人手を、それに必要な人数が確保できたら、あったほうが良いというふうに思っているんですが、その認識の前提として、児童・家庭支援センターの今の役割って非常に中途半端な形になっていて、そこで受け切れなくて、児童相談所でちゃんと対処してもらわなければいけないものが対処されていないという実態が実はありますよね。そういう意味で、そのスムーズさを確保するためには、一体にできたらいいなと思うんですけれども、この実態を見て、そういうことが可能になりそうだというような認識を持たれたでしょうか。
 はい。身近な自治体の区が児童相談所、保護所を持つことで、それは本当に解消されると思っております。
 補足させていただきますと、今回の本会議の質問の中で、区長からもご答弁させていただいていますが、やはり児童相談所設置の検討の中では、現在の児童・家庭支援センターの役割、機能は、かなり大幅に見直さざるを得ないと思っております。千代田区の児童・家庭支援センターは、他区と違いまして、児童館とか、あと、子ども発達センターとか、そういうところも所管をしております。児童相談所本体としてはそういう機能はありませんので、今の児童・家庭支援センターは、相談機能そのものと、虐待対策の機能は当然児相に移管されますけど、本体の機能はどういう格好にするか、それは今後の検討課題です。
 ありがとうございました。
 ありがとうございました。
 あとは、だから、都との関係も出てきますよね。
 そうです。これも、当初は、23区の取り組みとしては、東京都の児童相談所の移管を受けるという方針でした。ところが、今般の法律改正は、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるということで、実は法律改正そのものは移管を前提としておりません。

中川委員長
子ども部長 していない。
していません。金沢市の場合も、県の児童相談所は2カ所そのまま残っています。

中川委員長
子ども部長 あるわけですね。
県と市の児童相談所の関係というのは、全く対等ということです。単に一時保護所の一時的利用等の協定は結んでいます。例えば、非行の生徒が複数いる場合、同じ一時保護所にいるのは望ましくないので、その場合は分けるということをやっています。ですから、これは今後東京都との協議の中で決まる話ですが、場合によれば、東京都も、いわゆる中央児童相談所、児童センターは持ち続けるという可能性はゼロではないと思います。センターオブセンターという形です。

中川委員長
子ども部長 あと、当然今回23区は移管を受けるということでほぼ一致していますが、当然東京都は、ほかの多摩の市町村、あと、島しょ部も残りますので、東京都の児童相談所がなくなるということはずなないです。今後東京都とどういふ協議が進捗するかということにもよると思います。

児童・家庭支援センター所長
子ども部長 まだ何も具体的な話はないんですけども、今後、急ピッチで区や国のほうも一緒にやっていくようになるんだと思います。

中川委員長
子ども部長 ちなみに、千代田区は、千代田、中央、港、新宿、その他5区と島しょを所管する新宿区にある児童相談センターが管轄になっています。かなり大規模な児童相談所でございます。

中川委員長
子ども部長 わかりました。
よろしいですか。

(な し)

中川委員長
子ども部長 それでは、でも、本当にできたらいいなと思いますね。
これはもう、30年来の特別区の悲願です。一度、都区合意しているものです。昭和61年の特区制度改革の基本的方向の中で、児童相談所の区移管が都区合意されています。それから紆余曲折がありまして、今般の法令改正に至ったものです。

中川委員長
子ども部長 はい。ありがとうございました。
それでは、次に行きたいと思いますが。
ほかに皆様のほうから何かありますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

中川委員長
子ども部長 教育委員のほうからは何か。
どうぞ。

古川委員
子ども部長 前回の定例会で、かけはしに中学校の学校説明会の案内を載せていただきたいと申し上げて、早速載っております、迅速なご対応ありがとうございました。

中川委員長
子ども部長 新しい広報は、かけはしがとっても見やすくなって。
ほかはよろしいです。

(な し)

中川委員長 | それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。